



## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

### 1 被処分者

住 所 長野県飯田市鼎名古熊2187番地4  
氏 名 有限会社照光電気商会  
代表取締役 小林 紀之

### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 命令書交付日

令和7年1月10日

### 4 処分の理由

被処分者は、令和6年10月25日に長野地方裁判所飯田支部において、破産手続の開始決定がなされた。

このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったため(法第14条の3の2第1項第4号該当)。

#### (問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係  
高橋、内山

電話 026-235-7164 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp